

# 船場地区 HOPE ゾーン協議会規約

制定 平成20年8月6日  
改正 平成22年6月7日

## 第1章 総則

### (名称)

#### 第1条

本会は、「船場地区HOPEゾーン協議会」と称する。

### (目的)

#### 第2条

協議会は、大阪市HOPEゾーン事業を活用し、協議会会員をはじめ、船場のまちに関わり、その魅力を知り、守り、伝えようとする多種多様な人・企業・団体の方々と一緒に、行政等と連携・協働で、近代建築などの船場地区の文化的・歴史的な資産を活かした、より魅力的なまちなみづくりを進めることを目的とする。

### (事業)

#### 第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちなみ形成のルールづくりに関すること
- (2) まちなみ形成に係る広報・啓発に関すること
- (3) まちなみ形成に係る調査・研究に関すること
- (4) まちなみ形成に係る情報交換並びに交流に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

### (事業対象区域)

#### 第4条

前条の事業は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱別表に定めるHOPEゾーン事業区域「船場地区」を対象に行う。

### (会員)

#### 第5条

協議会の会員は、本協議会の目的に賛同する次のいずれかに該当する個人、企業または団体で、会員申込みを行い、要件に合致すると認められたものとする。

- (1) 区域内に居住する者または事業を営む者あるいはその団体・企業
- (2) 区域内に土地、建物等を所有する者あるいはその団体・企業
- (3) 協議会の目的に賛同し、協力する個人または団体・企業
- (4) 協議会の目的に賛同し、事業に専門的に関わり、協力する学識経験者、  
専門家等

2 会員種別、要件及び申込みについての詳細は、別途定める。

## 第2章 役員等

### (役員等)

#### 第6条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 会計 1名
  - (5) 理事 15名以内
- 2 協議会に会計監査2名を置く。
  - 3 必要に応じて、協議会に相談役及び顧問を若干名、置くことができる。

### (役員等の選任)

#### 第7条

会長、副会長、事務局長、会計、理事、会計監査は総会において選出する。

- 2 顧問、相談役は会長が委嘱する。

### (役員等の任務)

#### 第8条

役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事業事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 理事は、協議会の事業の円滑な遂行にあたる。
- (6) 会計監査は、協議会の会計監査を行う。
- (7) 顧問及び相談役は、協議会の事業全般に対して適宜支援・助言する。

### (役員等の任期)

#### 第9条

役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### (役員等の変更)

#### 第10条

役員等の変更は、在任期間中に限り、役員会の同意を得て行うことができる。

## 第3章 組織

### (総会)

#### 第11条

総会は、協議会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 前年度事業報告の承認
  - (2) 前年度会計決算の承認
  - (3) 本年度事業計画案の承認
  - (4) 本年度予算案の承認
  - (5) 規約の改正
  - (6) 役員を選出
  - (7) その他協議会の重要事項に関すること
- 4 総会の議事は、出席者の過半数を持って決する。

#### (役員会)

##### 第12条

役員会は、第6条第1項(1)～(5)に定める役員で構成し、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 役員会は、総会で議決された計画等に沿って、事業を調整し、会員等と連携・協働して実施にあたる。
- 3 会長は、役員会に、必要な関係者を出席させることができる。

#### (専門部会)

##### 第13条

会長は、協議会事業を円滑に進めるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する役員及び賛助会員で構成し、役員会と連携・調整しながら、協議会事業の専門的な事項について企画・実行する。

### 第4章 会計

#### (会計)

##### 第14条

協議会の会計は、協議会助成金、会費、寄附金、事業収入、その他収入を当てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計監査は、会計年度終了時に会計監査を行い、総会に報告する。

### 第5章 その他

#### (報告)

##### 第15条

協議会の事業の状況等については、毎年上半期と事業年度終了後の2回、速やかに大阪市に報告するものとする。

#### (事務所)

##### 第16条

協議会事務所は、船場地区 HOPE ゾーン事業地区内に置く。

**(その他)**

**第17条**

この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

**付 則**

- 1 第14条の規定に関わらず、平成20年度の会計年度は平成20年8月6日から平成21年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成20年8月6日から施行する。

**付 則**

この規約は、平成22年6月7日から施行する。

## 運用細則 規約第 5 条第 2 項関係

### 1. 会員の種別

会員の種別は「登録会員」と「賛助会員」の 2 種類とする

### 2. 会員要件

会員の要件は次のとおりとする。

- 1) 規則5条第 1 項の規定に合致していること
- 2) 登録会員については、メールアドレスを保有していること
- 3) 賛助会員については、会費として、年度毎に活動賛助金(1 口 1,000 円)を必要口数以上納入すること

### 3. 会費

会員の会費は次のとおりとする。

- 1) 登録会員については、無料
- 2) 賛助会員については、年度毎に、一般賛助会員は活動賛助金 1 口以上(1,000 円以上)、特別賛助会員は 5 口以上(5,000 円以上)を会費として納入する

### 4. 特典等

会員に対して、協議会は以下の情報提供等を行う。

- 1) 登録会員については、メールで協議会活動情報の提供を行う
- 2) 賛助会員については、

- ・メールまたは郵送による協議会活動情報の提供
- ・協議会所有資料の無料貸出(使用目的・資料種別等によって、費用が発生する場合や貸出不可となる場合もあり。営利目的等で使用する場合は、その利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)

を行う。

また、特別賛助会員には、上記に加え、当該会員の行う事業・活動等に対して、

#### ①協議会ホームページ等への掲載

会員名・ロゴマーク・PRコメント、会員 WEB へのリンクなど

#### ②協議会イベント・ワークショップ等での PR 支援・協力

会員が発行する広報誌・パンフレット配布やポスター掲示等の PR 協力、商品 PR・活動 PR の時間・場所等の提供(商品等の販売も含む。ただし、その場合、利益の一部を協議会活動への寄附とする等の条件を付加する場合もあり)

#### ③協議会イベント等との事業コラボ など

の支援・協力をを行う

### 5. 申込み等

- 1) 会員の申込みに際しては、所定の申込書を協議会事務局に提出し、協議会規約・当規定に合致している旨の承認を得るものとする。
- 2) 会員の申込みを解除しようとする場合は、その旨を事務局に届けることとする。解除の届出の有無に関わらず、協議会規約・当規定に合致しないことが明らかになった場合は、会員承認を取り消すこととする。
- 3) 会員がすでに納入した会費等については、原則返還しない。